



# AEDを無料で貸出します！

加古川市では、市内の会場で開催される各種行事において、迅速に救命対応できる体制整備を促し、救命率の向上及び市民の安全・安心の確保を図ることを目的に、行事の主催者に対しAEDの無料貸出を実施しています。

## ①対象となる事業

次の全てに該当する行事を対象とします。

- ・ AEDを設置していない市内の会場で実施する行事
- ・ 市民を主な対象とし、参加者がおおむね10名以上

## ②対象外となる場合

次のいずれか該当する場合は対象外となります。

- ・ 月2回以上継続的に実施される行事
- ・ AEDのレンタル費用等を含む補助金（補助金に類するものを含む。）を受けている又は受ける予定の行事
- ・ 営利、宗教又は政治活動を目的とする行事
- ・ その他公序良俗に反するなど適切でないと認められる行事



## ③貸出台数・費用・期間

台数：1台（※先着順）

費用：無料

期間：最大7日間（行事の開催期間を含む）



かこがわオンライン申請システム

## ④申請・貸出方法

貸出開始日の2か月前から1週間前までに、オンライン・郵送・窓口のいずれかの方法で申請書を提出してください。

貸出可能な場合は、1週間以内に承認通知書をお送りします。貸出開始日に地域医療課窓口へ承認通知書をご持参ください。

※貸出場所は地域医療課窓口（平日8：30～17：15まで）のみです。

## ⑤貸出状況

市HP（右のQRコード）から確認ください。

※状況は随時更新されます。



市HP

## <問い合わせ先>

加古川市 健康医療部 地域医療課  
（本館4階37番窓口）

直通：079-427-9100



かこのちゃん©加古川市



# よくある質問



かこのちゃん©加古川市

Q1. 土曜日～日曜日にかけて実施する行事は対象となりますか？

A1. 対象となります。

Q2. 加古川市以外からAEDのレンタル費用を含む補助金を受けていますが、対象となりますか？

A2. 加古川市かどうかは問わず、レンタル費用を含む補助金を受けている場合（受ける予定がある場合も含む）は、対象外となります。

Q3. 救命のためAEDを使用した場合、電極パッド等の交換にかかる費用はどうなりますか？

A3. 通常使用での費用負担はありません。ただし、貸出を受けた者の責任により機器の破損や紛失等した場合は、弁償を求めます。

Q4. AEDがある会場かどうかはどこで確認できますか？

A4. 救命サポートステーションに登録されている場合は、市HPやかこナビから確認することができます。すべての施設を網羅しているわけではなく、故障中等により使用できない場合も考えられるため、最新の状況を予め会場の管理者に確認ください。



救命サポートステーション（市HP）



かこナビ

Q5. デモ機として貸し出しを受けることはできますか？

A5. 研修等を目的とする貸出は対象外です。

Q6. 会場に救命救急講習を受講した人がいない場合は対象外ですか？

A6. 救命救急講習を受講した人や医療従事者が常駐していることが望ましいですが、いない場合でも貸出しの対象となります。



救命救急講習（市HP）